

任意ワクチンの予防接種法上への位置付け

政策提言先 厚生労働省

政策提言の要旨

現在、予防接種法への位置付けが検討されている成人用肺炎球菌ワクチンなどの7つのワクチン接種について、有効性への報道等から、国民のワクチン接種に対する期待が高まっている状況にあります。

そういった声に早急に答えるためにも、これらのワクチンを早期に予防接種法上に位置付けることが必要と考えます。

このため、以下の内容について、提言いたします。

【政策提言の具体的内容】

1. 平成22年度から開始されたワクチン接種緊急促進事業などにより、国民のワクチン接種に対する期待が高まっている状況にありますので、現在法制化を検討している成人用肺炎球菌ワクチンをはじめとする7つのワクチンについて、早期に予防接種法上への位置づけを図っていただきたいと考えます。
2. ワクチン接種緊急促進事業の場合は、市町村の財政負担は総事業費の1/2程度で済んでいます。7つのワクチン接種が法に位置づけられることで、市町村の負担が増えることのないよう、国の責任において必要な財源を確保していただきたいと考えます。

【政策提言の理由】

1. 7つのワクチン接種は、各疾病予防の上から大変有効であり、国民の健康を保持する上からも積極的に接種を勧奨することが大事と考えます。
このため、これらのワクチン接種は、しっかりと科学的な検証を行ったうえで、国の予防接種行政に位置付け、国の責任において、地域格差なく平等に推進されるべきものと考えます。
2. 現在、HPV、Hib、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業は国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を活用して行っており、市町村負担は総事業費の1/2程度で済んでおります。
しかし、予防接種法に基づく定期接種の場合は、低所得者の接種費用相当額のみが交付税措置され、それ以外の住民の接種費用は、実費徴収が可能であるとの理由で交付税措置されておりませんが、現実には、住民から実費徴収はせず市町村の独自財源で接種費用を負担しています。
努力義務規定が設けられ、接種勧奨が行われる定期予防接種が、市町村の財政力によって地域格差が生じることのないよう、国の責任において必要な財源を確保すべきと考えます。